

平成29年(行コ)第132号 事業認可処分取消請求控訴事件

控訴人 [REDACTED] 外2名

被控訴人 国(処分行政庁 関東地方整備局長)

答 弁 書

平成29年9月5日

東京高等裁判所第7民事部八乙係 御中

被控訴人指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南1丁目1番15号


九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部(送達場所 梅田宛て)

(電話 03-5213-1298)


(FAX 03-3515-7307)


部 付 田 村 明 美 

訟 務 官 梅 田 麻 里 




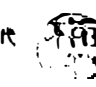
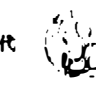
〒330-9724 さいたま市中央区新都心2番地1

国土交通省関東地方整備局建政部

国土交通事務官 森 合 利 之 代 

国土交通事務官 才 田 浩 二 代 

国土交通事務官 増 岡 誠 代 

国土交通事務官	小	嶋	進	代 
国土交通事務官	中	山	慎一朗	代 
国土交通技官	川	崎	周太郎	代 
国土交通技官	横	田	雄二郎	代 
国土交通技官	大	熊	康 広	代 

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴をいずれも棄却する
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする
との判決を求める。

第2 被控訴人の主張

1 はじめに

本件は、控訴人らが、被控訴人に対し、本件事業地に本件道路を整備することを内容とする本件事業の認可申請（乙第1号証）について、国土交通大臣から権限の委任を受けた関東地方整備局長が平成24年9月7日付けで本件施行者に対して行った本件処分（甲第6号証）の取消しを求める事案である。

被控訴人の事実上及び法律上の主張は、原審口頭弁論において述べたとおりである。

これに対し、控訴人らは、平成29年6月30日付け控訴理由書（以下「控訴理由書」という。）及び平成29年7月31日付け控訴理由補充書（以下「控訴理由補充書」という。）において、原判決の判断に誤りがある旨主張するが、その内容は、いずれも原審における主張の繰り返しか、あるいは、独自の見解に基づいて原判決を論難するにすぎず、控訴人らの主張はいずれも理由がないことが明らかである。したがって、控訴人らの請求を棄却し、その余の控訴人らの訴えを却下した原判決の判断は正当であって、本件控訴には理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以下においては、被控訴人は、念のため、控訴理由書及び控訴理由補充書における控訴人らの主張に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略語等は、原判決の例による。

2 本件都市計画決定に旧都市計画法3条違反の違法はないこと

- (1) 控訴人らは、原判決が、「臨時措置法の上記規定内容に照らせば、同法1項

1号の規定は、大東亜戦争遂行との関係で行政簡素化の必要が生じたときのみ適用されるものであり、同戦争の終結とともに失効したものと解する余地がある。したがって、このような解釈を前提とすれば、本件都市計画決定には、旧都市計画法3条の規定による内閣の認可を受けなかった瑕疵が存在する可能性があるものといえることができる。しかしながら、仮に本件都市計画決定に上記の瑕疵が存するとしても、現行の都市計画法が施行された後に、都市計画の策定権者である参加人（東京都知事）が、本件都市計画を変更し、変更後の本件都市計画を是認したことにより、上記の瑕疵は治癒されたものと解するのが相当であるから、本件処分が旧都市計画法3条違反の違法な都市計画を前提としてされたものであるということとはできない。」と判示した

（原判決第3の2(3)・56及び57ページ）ことに対し、「原判決が臨時措置法の効力について、戦時の終結とともに失効したと解するのは正当である。」としつつ（控訴理由書第10の1・43ページ）、「旧都市計画法下において、都市計画決定に内閣の認可が必要とされた趣旨は、国の都市計画全体を見渡しての慎重な判断を内閣の認可によって確保しようとした趣旨と解される。」とした上、「昭和61年の都市計画変更では、外環の2全体について、その計画の必要性等は一切検討されることはなかった（括弧内省略）。かかる部分廃止決定によって、都市計画全体についてなされる外環の2の必要性に関する内閣の認可の欠缺が治癒されることはあり得ず、原判決の認定は失当である。」と主張する（控訴理由書第10の2・43及び44ページ）。

(2) しかしながら、「戦争の終結とともに失効したものと解する余地がある。」

「このような解釈を前提とすれば、(中略)瑕疵が存在する可能性がある」(傍点引用者)との判示から明らかなおおりに、原判決は、臨時措置法が戦争の終結とともに失効したとの解釈を確定的に採用したのではなく、仮にこのような解釈に立った場合、本件都市計画決定には、内閣の認可を受けなかった瑕疵が存する可能性があるものの、その場合でも瑕疵は治癒されていること

から、臨時措置法が戦争の終結により失効したかどうかにかかわらず、本件処分が旧都市計画法3条違反の違法な都市計画を前提としてされたものではない旨判断したものである。

したがって、臨時措置法が戦争の終結とともに失効したとの解釈を原判決が採用したことを前提とする控訴人らの主張は、原判決を正解しないものである。

なお、臨時措置法（昭和18年3月18日公布・施行。乙第10号証）は、行政の簡素化という趣旨から制定された法律であり、同法の「大東亜戦争ニ際シ」という文言は、法律制定の動機を示したにすぎず、大東亜戦争遂行との関係で行政簡素化の必要性が生じたときのみ発動できるなどという要件を定めたものではない（乙第11号証27ページ）。行政の簡素化という同法の趣旨については、同法制定時の政府の提案理由においても明らかにされており（乙第12号証2及び3ページ）、大東亜戦争の終結後においても、行政の簡素化という趣旨を踏まえて、同法は、なお実効性のある法律として運用されていたものである（乙第11号証27ページ）。この点については、同法に基づいて制定された臨時特例が、原審被告準備書面(3)第4の3（10及び11ページ）のとおり、戦後においても、戦災地における都市計画の施行に万全を期すため、昭和44年に廃止されるまで、必要に応じた数次にわたる改正がされていることから明らかというべきである。

また、同法は、上記のとおり行政の簡素化という趣旨から制定された法律であり、一定の有効期限を付した限時法ではなく、法令自体に有効期限の定めのない臨時法であって、法令の廃止行為がなければ効力を失わない。そして、同法は、平成3年法律第79号（乙第13号証3ページ）により廃止手続がとられ、その施行日が平成4年同法政令第160号（乙14号証）により平成4年5月20日とされているのであるから、同日に廃止されるまでは有効に存続していたことは明らかである。

したがって、本件都市計画決定に、「旧都市計画法3条の規定による内閣の認可を受けなかった瑕疵」はない。

(3) 前記(2)の点をおくとしても、原判決も正しく判示するとおり、臨時措置法の効力について、いかなる解釈を採用するにせよ、参加人において、本件都市計画を変更する旨の決定をし、昭和61年1月21日、これを告示した(甲第7号証の2、甲第48号証、丙第20号証)ことからすれば、本件都市計画決定に、旧都市計画法3条違反の瑕疵が存すると解する余地はない。

この点、控訴人らは、前記(1)のとおり、上記変更決定においては、外環の2全体の必要性について「慎重な判断」がされなかったことを理由に、同変更決定によって瑕疵が治癒されることはないと解するようである。

控訴人らがこのように解する根拠は、旧都市計画法3条において、「都市計画決定に内閣の認可が必要とされた趣旨は、国の都市計画全体を見渡しての慎重な判断を内閣の認可によって確保しようとした趣旨と解される」(控訴理由書第10の2・43ページ)点にあるが、同条の趣旨をそのように解すべき根拠は不明である上、現行の都市計画法に基づき、適法な手続を経て上記変更決定がされているにもかかわらず、現行の都市計画法の施行に伴い廃止された旧都市計画法の規定の解釈を理由として同変更決定による瑕疵の治癒を否定すべき理論的根拠も明らかでなく、控訴人らの主張は、独自の解釈といわざるを得ない。

(4) したがって、本件都市計画決定に旧都市計画法3条違反の違法はなく、この点に関する控訴人らの前記(1)の主張は理由がない。

3 控訴人■■■■を除くその余の控訴人らに原告適格は認められないこと

(1) 控訴人らは、原判決が、「練馬3キロ区間に係る都市計画事業が実施されることにより上記の被害を受けるおそれがあることは、本件事業の認可(本件処分)の取消しを求めるについての法律上の利益を基礎付けるとはいえない。」と判示した(原判決第3の1・30ページ)ことに対し、「存続の是非

が問題となっている道路計画においては、その一部区間の事業認可は、計画の存続への影響という点において、計画地沿線住民の重大な関心事であり、かつ、沿線住民の今後の生活設計に重大な影響を与える。したがって、このような場合には、一部区間の事業認可といえども、事業認可されていない区間の沿線住民にも道路建設の生活や健康等への影響が認められる限り、原告適格が認められるべきである。」、「控訴人■■■■を除く原告らは、練馬区内3キロ区間の沿線住民であるが、外環の2計画が存続し、道路建設が行われれば（中略）大気汚染や地域住民の取組みや生活に重大な影響を及ぼす。」などと主張する（控訴理由書第11・44ページ、控訴理由補充書第2の1・3及び4ページ）。

(2) しかしながら、本件処分は、東京都練馬区東大泉2丁目から同区石神井町8丁目までの延長1000メートルの区間に係るものであり、練馬3キロ区間に係るものではない。

行政事件訴訟法9条1項に規定されているとおり、「法律上の利益」は「当該処分」について検討されるべきであり、上記1000メートルの区間についてされた本件処分の原告適格を検討するに当たって、これと異なる区間である練馬3キロ区間の道路建設による影響を考慮することはできない。

したがって、控訴人■■■■を除くその余の控訴人らの原告適格に関する控訴人らの前記(1)の主張は理由がない。

第3 結語

以上のとおり、本件控訴は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以上